

令和4年4月定例会追加議案

久喜市教育委員会

議案目録

議案第31号

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年4月21日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「告示に」を「告示の」に改める。

第2条中「（以下「補助対象者」という。）」を削る。

第4条第1項中「額は、」の次に「補助対象経費の全額とし」を加え、「3,900円」を「4,700円」に改める。

第5条第1項中「に定める交付申請書」を「の申請書」に改め、「英語検定受験料補助金交付申請書（様式第1号）」を「英語検定受験料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 交付申請書には、規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、検定料の領収書又は受験したこと及び検定料がわかる書類で市長が認めたものとする。

第5条第2項第1号中「領収書」の次に「又は受験したこと及び受験料がわかる書類であると市長が認めたもの」を加え、同条第3項中「申請書」を「交付申請書」に、「以内」を「を経過する日」に改める。

第6条第2項中「規定の」を「規定による」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

英語検定受験料補助金交付申請書兼請求書

年　月　日

久喜市長　　あて

申請者・請求者(保護者)

住所

氏名

(印)

久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により久喜市英語検定受験料補助金の交付を次のとおり申請します。

また、交付が決定された場合は、次の金額を交付されるよう請求します。

受 験 生 徒	フリガナ 氏　名			
	住　所			
	学校名・学年・学級	中学校	年	組
受験級(受験日)	級	(年　月　日)	受験)	
申請額・請求額				円

振込先(申請者・請求者と同一の名義人の振込先としてください。)

金融機関	銀 行・信用金庫 組 合・農 協		本店・支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

(注意事項)

- 補助金の額は、4,700円が上限となります。補助金の対象となるのは、実用英語技能検定の受験における検定料となります。
- 補助金の交付の対象となるのは、中学校第3学年の生徒に限ります。
- 裏面に検定料の領収書の写しを添付してください。市内中学校会場で受験した場合は、検定料等がわかる書類が学校から提出されますので、添付の必要はありません。
- 補助金の交付申請は、1回限りです。合否にかかわらず申請できます。
- 補助金の申請は、最終受験日(一次試験又は二次試験)から2週間以内に行ってください。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。